

ALPA Japan NEWS 発行: Air Line Pilots' Association of Japan

日乗連ニュース

Date 2020. 9. 6 No. 44 – 01

Air Line Pilots' Association of Japar 日本乗員組合連絡会議 LEG 委員会 〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4

alpajapan.org

アシアナ広島事故乗員の不起訴を要請

~ICAO Annex13 遵守と安全文化確立のために~

1. 事故概要

アシアナ航空株式会社所属エアバス式 A320-200 型 HL7762 は、平成 27 年 4 月 14 日(火)、 同社の定期 162 便 として広島空港に進入中、所定の進入経路より低く進入し、20 時 05 分、滑走路 28 手前の航空保安無線施設に衝突した後、同滑走路進入端の手前に接地した。その後、同機は滑走路上を滑走し、滑走路の南側に逸脱し、同空港の着陸帯内に停止した。

同機には、機長ほか乗務員 6 名、搭乗整備士 1 名、乗客 73 名の計 81 名が搭乗しており、うち乗客 26 名及び客室乗務員 2 名の計 28 名が軽傷を負った。同機は大破したが、火災は発生しなかった。<JTSB 事故調査報告書 説明資料より抜粋>

2. ALPA Japan のこれまでの取り組み概要

ALPA-K(韓国 ALPA)から要請を受けた ALPA Japan/日乗連は、即座に行動を起こすと共に、下記のような取り組みを行ってきました。

2015 年 04 月 14 日発生 日乗連より委員を延べ 3 名、顧問弁護士 1 名現地投入

2015年04月16日 日乗連より運輸安全委員会宛「緊急要請書」提出

参照: ALPA Japan HP>公開文書>「広島空港におけるアシアナ航空 A320 事故調査に関する要請文」

2016 年 11 月 24 日 JTSB「事故調査報告書」公表

「ALPA-K 担当委員を日乗連 AAP 委員会に迎えて今後の対応協議実施 (以降、適宜メール等にて情報交換や調整実施)」

2020 年 01 月 10 日 広島県警による当該乗員の「書類送検」

2020 年 02 月 18 日 日乗連より広島地方検察庁宛「要請書」提出

参照: ALPA Japan HP 「 \underline{r} シアナ航空「広島空港事故(2015 年)」乗員の刑事処分に関する要請書を送付しました」

2020 年 07 月 08 日 日乗連より広島地方検察庁宛「要請書(その2)」提出

参照: ALPA Japan HP「アシアナ航空「広島空港事故(2015年)」乗員の刑事処分に関する追加要請書を送付しました」

事故発生から5年が経過していますが、広島県警による当該乗員の書類送検が実施されるなど、 依然としてこの事例は終焉を迎えておらず、現在も進行中です。



3. 当該乗員の現状報告

当該機長並びに副操縦士はこの事故後、共にアシアナ航空を退社しました。その後、韓国国内の航空会社にそれぞれ再就職し、職務に就いていました。しかし ALPA-K の報告によると、今回の広島県警が書類送検したタイミングと時期を同じくして、両名共にそれぞれ出勤停止の措置を受けているとのことです。

4. 過去の起訴事例

- ▲1997 年 6 月に発生した JAL706 事故 (MD-11 型式機が名古屋空港に向けて降下中、機体の急激な動揺によって乗客 1 名/客室乗務員 3 名重傷、乗客 4 名/客室乗務員 4 名軽傷、機内の一部小破)に関して、2002 年 5 月、名古屋地方検察庁は当該便機長を起訴し裁判となりました。
 - ⇒当該機長、地裁、高裁ともに無罪

参照: ALPA Japan News 26-16

「IFALPA 本部副会長、来日報告(日本は ICAO Annex13 を守っていない)」その他関連 News>

- ▲2001 年 1 月に発生した JAL907 ニアミス事故(当該 B747-400 型式機と JAL958: DC-10-40 型式機が駿河湾上空で異常接近、JAL907 は急降下による機体の動揺で乗客 7 名/客室乗務員 2 名重傷、乗客 81 名/客室乗務員 10 名軽傷、JAL958 では負傷者無し)に関して 2004 年 3 月、東京地方検察庁は当該管制官 2 名(教官、訓練生)を起訴し裁判となりました。
 - ⇒地裁は無罪、高裁は有罪、上告棄却(管制官は失職)。なお、JAL907 機長は不起訴 参照: ALPA Japan News 26-18

「日航ニアミス事故機長に対する刑事捜査について」 その他関連 News>

5. 日乗連 LEG/AAP 委員会の変わらぬ活動方針

事故機の乗員を起訴することは、航空機事故における非懲罰の原則(ICAO Annex13)から逸脱した 行為です。現在、航空安全の世界的潮流は、ICAO Annex19に基づいて安全事象情報を収集し、事故 の発生を予め防止する対策を取ることであり、私たちはそれに逆行しない取り組みを続けています。

ALPA Japan LEG 並びに AAP 委員会は、 グローバルな調和が必要な民間航空事業において、引き続き IFALPA 加盟世界各国メンバー との信頼関係を保持しながら、「ミスからいかに 学び同じ事故を起さないかという世界基準」と、 「責任者を犯人扱いし今後の糧になる情報を取り 出せない日本の現状」の差を注視し、日乗連加 盟組合と連携を取りながら「あるべき基準や将来 像」を追求していきます。そのためにも、アシアナ 事故における当該乗員が「不起訴」となるよう、 取り組みを続けます。



<事故翌々日、滑走路脇に横たわる当該機>



